

ネットとうほく 2023 (検) 第 6 号-2  
2024 年 (令和 6 年) 9 月 30 日

〒104-0061

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号 歌舞伎座タワー 8 階  
株式会社 北の達人コーポレーション 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-4 0

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

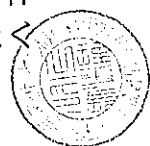
理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL: <https://www.shiminnet-tohoku.com>

Mail: [shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp](mailto:shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp)



## 申入書 (2)

2024年6月29日付でいただきました回答書に対し、再度特定商取引法に違反しないよう、ホームページの仕組みを改訂していただきますよう申入れます。

貴社からは、概要、現在の「特別価格で申込み」とのボタンの上部にある各記載がいわゆる「特定申込みに係る…手続きが表示される映像面」、「最終確認画面」であるとの回答をいただきました。また、同ボタンを押せば、契約が成立すること自体は、双方に争いがないと思われます。

貴社は、回答において「通信販売の申し込み段階における表示のガイドライン」を引用しておりますところ、同ガイドラインの10頁において、「最終確認画面において、注文内容を容易に確認できない場合や、訂正するための手段（「変更」、「注文内容を修正する」、「前のページへ戻る」などのボタンの設定等）が提供されていない場合には、（特定商取引法）省令第16条第1項に規定する行為に該当する恐れがある」との指摘が存するところです。

当該ガイドラインの記載及び貴社の回答を踏まえれば、変更ボタンや注文内容の修正が容易にできない貴社のホームページの構成は、省令第16条第1項に規定する行為に該当するおそれが認められます。

以上から、当団体としては、特定商取引法に反しないホームページ構成とするよう、再度訂正を申し入れます。

以上の点につき、再度2カ月以内に回答をいただきたいと考えております。ご対応の程、よろしく願いいたします。

以上